

第23回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年12月19日(金)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 23名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	4番 篠原 覚
5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝	7番 渡邊 邦男
8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男	10番 多田 總一郎
11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎	13番 中川 喜一郎
14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫	16番 奥野 政義
17番 峯下 健次	19番 佐久間 保夫	20番 地引 正和
21番 御園 豊	24番 渡邊 喜一	25番 笹生 猛
26番 藤井 幸光	27番 佐久間 清	

5 欠席委員 3名

3番 高浦 芳一	18番 川名 康夫	22番 葛田 吉弥
----------	-----------	-----------

6 出席事務局職員 3名

佐久間事務局長 森副参事 鈴木主幹

開 会

平成26年12月19日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第23回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、26名中23名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。3番、高浦芳一委員、18番、川名康夫委員、22番、葛田吉弥委員でございます。

議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

26番、藤井幸光委員、27番、佐久間清委員を指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） それでは、日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。議案1ページをごらんください。本件は、平成26年12月2日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は高齢のため耕作できないことから贈与したいとのことです。譲受人は、自宅にも近く耕作するのに便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、神納字金沢です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、耕うんされておりました。

総会資料2ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、田で、周辺の土地が耕作されておらず、容易に立ち入ることができないとのことです。

農機具については、トラクター、耕うん機、農用車、大根洗い機、掘り取り機、ハンマーナイフを所有しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で650日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

自作地に隣接した農地であり、大根、落花生を作付し、地域の農地の利用調整に協力するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番（宮嶋十郎君） それでは、説明します。

12月13日の夕方、 さんより電話があり、農地取得について説明をしたいので、現地立ち会いをお願いしたいと依頼がありました。日にちも迫っていたので、明14日の午前8時に さんの家に行きました。

8時より さんの説明を受けまして、先々代のおじいさんの遺産分割で、それは50年前ですが、父の妹である 氏に1反5畝の畑が分割された。おばさんである さんは、現在78歳で 子が2人おります。おばさんは、現在老人ホームに入居していて、遺産相続でもめるのが嫌なので、今のうちに土地を返しておきたいと、 の土地が売られて他人の土地になるのは嫌なので、それが理由の結論です。生前贈与の形です。

この畑は、 さん親子が従来より変わらず耕作し続けていたものです。父は14年前に亡くなっております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。議案1ページをごらんください。本件は、平成26年11月28日付で提出がありました。申請内容につきましては、場所は大曾根字北仲沖です。

総会資料3ページの位置図をごらんください。申請地は、浮戸川上流 期地区土地改良事業区域内とのことです。

譲渡人は、土地改良事業に参加しないことから、譲受人が経営拡大のため購入の申し出をしたところ、この申し出を受け売買したいとするものです。

現地を確認いたしましたところ、現地は田で、耕作されておりました。

総会資料4ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターを所有しており、田植えからもみすりまでの作業については農事組合法人に委託するとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で320日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

譲受人については、今後も水稻を作付していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

24番、渡邊喜一委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。

12月15日、現場確認をしました。この土地は、さんが持っているのだけれども、それをさんが借りて今耕作している土地です。ことしもちろんと稲作をしております。そして、事務局から説明があったように、勝と大曾根地区は今圃場整備事業をやっています。それで、さんはここは不換地ということで、もうかわりの土地は要らないということで、そういう話で、それだったらさんが経営の拡大のためにもらうと、そういう話で決まったということです。ご審議のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3についてを議題といたしますが、議案第1号の3ないし議案第1号の5については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案1ページと2ページをごらんください。本件申請につきましては、農地の交換と売買です。申請地は、勝字柳町、大曾根字東谷です。

総会資料5ページと7ページの位置図をごらんください。議案第1号整理番号3の申請地は、浮戸川上流 期地区土地改良事業区域内とのことで、土地改良事業を実施した場合水田となることから、議案第1号整理番号3の譲渡人は畑作をしたいとのことで、議案第1号整理番号3と4の農地については交換し、議案第1号整理番号5の農地については売買により取得したいとのことです。議案第1号整理番号4及び整理番号5の農地は、土地改良区域外の農地となります。議案第1号整理番号3の譲受人については、交換することで土地改良区域内に農地の集約ができることから、この申し出を受けたいとのことです。議案第1号整理番号5の農地は、整理番号4の農地に隣接し、道路に面していることから、耕作するのに必要であるため買い受けたいと申し出たところ、議案第1号整理番号5の譲渡人においては、その要望に応じるとのことです。

現地を確認いたしましたところ、勝は現地は田で耕作されておりました。大曾根は、現地は畑で、管理されておりました。

総会資料6ページ、8ページ、9ページにそれぞれの所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、議案第1号整理番号3の譲受人については遊休農地はありません。貸付地はありますが、農業経営基盤強化促進法により農地の集積に協力しているものや従前から貸し付けしている農地で、現在も継続して借受人が耕作しているとのことです。議案第1号整理番号4及び5の譲受人については、遊休農地はありません。

農機具等については、議案第1号整理番号3の譲受人については、トラクター、耕うん機、農用車、草刈り機を所有しており、田植機、コンバイン、乾燥機等については借用により作業しているとのことです。議案第1号整理番号4及び5の譲受人については、農用車を所有しており、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機は借用により作業しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、議案第1号整理番号3の譲受人については世帯で160日、議

案第1号整理番号4及び5の譲受人については世帯で205日とのことです。

下限面積要件につきましては、ともに50アール要件を満たしております。

議案第1号整理番号3の譲受人については、周辺は水稲作付地帯であり、今後も水稲の作付をしていくとのことです。議案第1号整理番号4及び5の譲受人については、大根を作付し、隣接地は水田なので、農薬の使用方法については地域の防除基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、渡邊邦男委員。

○7番（渡邊邦男君） 7番、渡邊です。

12月14日午前11時20分に代理人のさんと合流して現地を調査してまいりました。申請地は、広域農道から北へ400メートルぐらい行った左側にあります。現地は、秋の稲の刈り入れが終わり、きれいに耕うんされていました。27年度の秋から始まります大曾根、勝の田の基盤整備事業の工事に伴う農地の交換という話でした。

委員の皆様の審議よろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 次に、24番、渡邊喜一委員よりお願いたします。

○24番（渡邊喜一君） 勝の渡邊さんが言った内容で特につけ加えることはありませんから。

○議長（中川喜一郎君） そうですか。

それでは、説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3ないし議案第1号の5について賛成の方は挙手お願いたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3ないし議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の6についてご説明申し上げます。議案2ページをごらんください。本件は平成26年11月27日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は遠方のため耕作できず、譲渡人の父に管理を依頼しておりました。譲受人は、譲渡人から売却の話があり、自宅にも近く耕作するのに便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料10ページの位置図をごらんください。場所は、永地字下田です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、耕作されておりました。

総会資料11ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、面積が小さく生産効率がよくない土地とのことです。

農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で400日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

権利取得後はカボチャを作付し、地域の農地の利用調整に協力するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、篠原覚委員。

○4番（篠原 覚君） 4番、篠原です。

14日の10時に譲受人の さんと一緒に現地を確認しました。事務局から報告のあったとおり、現状畑としてきれいに耕作されておりました。当該の土地は、数十年前松川の河川改修の際に、河川沿いの家屋の移転先として田んぼが整備されたところです。でも、たまたま移転家屋もありませんでしたので、それ以来ずっと さんに管理を任されておりましたということです。という経過がありますので、 さんが売買によって取得し、引き続き維持管理をするということには何ら問題もないと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第1号の6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が自身の農地を隣接する自身の雑種地と一体利用して賃貸住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成26年12月2日に申請書の提出がなされております。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、奈良輪小学校の南東側に位置し、農地と住宅の混在することから、第2種農地と判断されます。

総会資料13ページに公図の写しを添付しております。今回の計画地は、473-1と474-1の2筆ありますが、474-1のみが農地であります。建物の配置については、総会資料14ページのとおりであり、排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の水路へ、また雨水については雨水貯留槽を設け、流出量を抑制の後、既設の水路へ排水される計画となっております。

総会資料15ページに現地の写真を添付しております。

登記地目は田であります。現地は写真のとおり、埋め立てられております。この埋め立てについては、昭和62年に親から贈与を受けた時点で碎石が敷かれており、許可を受けずにこのような状況になっていたことについて反省している旨の始末書が添付されております。

今回の住宅建築については、市街化区域から1.1キロ以内の位置にあり、かつ、40戸連たんがとれることから、調整区域での開発ができる条件を満たしている案件であります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。

議案第2号1 1、農地法4条の申請です。申請者は、奈良輪 番地、 です。12月12日午前10時、代理人の 建築設計の さんの説明を受けました。現地は袖ヶ浦駅より長浦寄りの約700メートルぐらいのところの を高須方面に渡った直近の右側です。総会資料12、13、14、15をごらんください。総会資料の13ページに示したとおり、 、これが水田でございますので、ここの申請でございます。先ほど説明がありましたとおり、 とも一緒の開発でございます、集合住宅7戸建てを4棟、28戸の建設です。今回の申請分は、 934平米の2棟14戸の建築でございます。建築業者は、株式会社 といひまして、東京の業者です。GLは現状、水は市水道、電気は東京電力、排水は集中合併、ごみステーションは独自に設置するということでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、この28戸家ができて、この汚水のほうの水はどういうふうな流れになるかどうかです。説明してください。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、森君。

○事務局（森 博君） こちらの住宅から発生します汚水雑排水につきましては、14ページの図面にもちょっと真ん中あたりに浄化槽というのがあるのですけれども、そこを経まして既設の水路、この図面でいきますと左側に市道とありますけれども、その市道と今回の計画地の間にあります水路に排水されるということでございます。

○議長（中川喜一郎君） 24番、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） その排水路を使って、田んぼとか、そういうあれに水は引かれているのですか、引かれていないのですか。というのは、私のところの事例を言うと、そういう汚水が入って非常に田んぼがつくりにくい、そういう問題が発生しているのです。だから、そういう意味で今度新しく28戸も家が建てられて、そういう汚水が水路のほうに流されて、それが田んぼとか何かに入るのだったら、ちょっとと思うのだけれども、その辺のところを教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この場所につきましては、この14ページの図面でご説明させていただきますと、右側にも水路がございます。耕作用の水については、右側の水路の水を利用されるものと思われまます。左側の今回接続するところにつきましては、あくまでも排水路ということで、またその浄化槽を経た水になりますので、ちょっと細かな値まではわかりませんが、浄化をされた水ということになりますので、その辺問題ないかと思われまます。

○議長（中川喜一郎君） 24番、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 土地というのは基本にのっって使うのが一番いいと思うのです。例えばこれで農地を転用して家を建てれば、その辺の近くの農地、風がとまって、例えばその辺隣の田んぼなんかだったらシロッコになったり、何かいろんな問題が出るのです。それと、あとは作業車をとめておけば、28戸も家ができれば車もいっぱい行くし、作業に非常に障害が出てくるのではないかというふうに思います。それと、あとは肥料を出すとか農薬散布とか何か、そういうやつするときでも、いろんな障害が出ると思うので、できたらできるだけ本当は基本にのっった使い方をするのがいいと思うのですけれども、それだけ言っておきます。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか質疑ある方、ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号整理番号1についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が親族である所有者から申請地を使用貸借にて借り受けし、410.39平方メートルの計画区域内に専用住宅を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成26年12月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料16ページの位置図をごらんください。申請地は、姉崎袖ヶ浦インターチェンジの東側約900メートルに位置し、広がりのある農地の中にあることから、第1種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料17ページのとおりであり、両親が住まわれている母屋のすぐ脇に専用住宅を建築する計画となっております。排水については、汚水雑排水は合併浄化槽から蒸発発散装

置により処理し、雨水については敷地内浸透ますにより処理する計画となっております、外には出さない計画となっております

総会資料18ページに現地の写真を添付しております。

登記地目は畑であります、現地は写真のとおり農業用の物置が建てられております。農業用の物置については40年くらい前に建築したものであって、許認可手続はしていないとのことで、今回の専用住宅建築に際し撤去することとされております。本件の住宅建築については、農家分家の要件を満たしている案件であります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。

12月11日の日に設計事務所の さん、そして建築会社の さん、それと譲受人の さん、4人で現地を確認しました。現地は、今事務局が言ったとおり、敷地内の母屋に隣接をする物置でございます。それを撤去しまして、新しく農家分家という形で新築をしたいというふうなお話でございました。また、隣接をする地権者の皆さん方には承諾を得ておりますというふうなお話で、新築する際には通行人の邪魔にならないような形で新築をしますというふうなお話でございました。なお、水道は市の上水道、排水は雨水、汚水雑排水等、合併浄化槽から蒸発散装置にて処理をしますというふうな説明も受けました。

現在、 さんは福王台のアパートに住んでおり、毎日酪農業を営むために実家に通ってきております。それで、新築が終わった際には酪農業を営みながら両親の面倒を見たいというふうなことも言っており、地域では数少ない農業後継者の一人でございます。

場所等は、先ほど事務局が言ったとおり、出光研究所の入り口の信号を川原井のほうに向かい、200メートルぐらい行ったところの左側の畑の中の道を、100メートルぐらい行ったところの左右の敷地なりに、左側の敷地内でございます。

農業規模ですけれども、家族3人で搾乳牛40頭、育成牛20頭でございます。

以上でございます。皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号整理番号2についてご説明をいたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、共同で市内在住の親族から申請地を使用貸借により借り受けし、農地4筆で1,879平方メートル、そのほか山林1筆608平方メートルの合計2,487平方メートルの計画区域内を太陽光発電施設用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成26年12月5日に申請書の提出がありました。

総会資料19ページの位置図をごらんください。申請地は、平川保育所の西側約600メートルに位置し、農地性については北側農地との高低差が大きく、これを分断要素と見ることができ、第2種農地と判断されます。

総会資料20ページに今回の太陽光発電施設の土地利用計画の図面を添付しております。また、21ページに立面図として今回の土地利用計画図を添付しております。

また、本日追加で皆様のお手元に図面を配付をさせていただきました。本日追加で配付したものを少し説明させていただきますと、事前に送付したものについてはちょっと斜めから撮った写真と見えますが、イメージの図面でしたけれども、今回配付させていただいたものについてはA4の横長、こういうふうに見ていただきますと、下側にあるのが真横から見た状況、それとその上にあるのが真上から見た状態、それとこちら左側になりますか、その前から、パネルを前から見たというか、そういうことの図面となっております。この図面で、数字が小さいのですけれども、柱と柱の間が6メートル程度あいてございます。また、地上からパネルまでの高さが約3メートルございます。このような配置の計画でございます。

今回の農地転用については、先月ご審議いただきました営農型のタイプと似ておりますけれども、恒久転用での計画であります。今ほども少し触れましたけれども、地上3メートルに架台を設置する、4メートルの支柱を設置して地中に1メートル埋め込んで地上高3メートル、その上に太陽光パネルを設置するものでございます。

地面については、現状のままとする計画でありますので、耕作しようと思えば機械での耕作も可能

であり、機械による除草作業も可能であります。譲受人は、現在お勤めをしておりますけれども、退職して時間ができて耕作できるようになったら、シイタケの原木を置くなど、そのほかの農地利用もしたいということでした。

排水関係については、汚水雑排水は発生せず、雨水については浸透の計画となっております。

総会資料の22ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

9番、佐久間政男委員。

○9番（佐久間政男君） 9番、佐久間です。

12月14日午後2時に、申請人、
さん立ち会いのもと現地を確認しました。内容につきましては、ただいま事務局の説明がありましたとおりで、現地は場所の表現は違いますけれども、三箇の409号線側から北へ約30メートル入ったところです。

父、
さんは、高齢で維持管理ができないとのことで、土地の有効利用を図るため、太陽光発電施設として利用を計画したとのことです。

資料22ページを見ていただきますとわかるように、現地はきれいに耕うんされていました。また、立ち会いに行った時点で近隣農地の説明等はされていないということで、早々に説明に伺うとのことでした。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） これはこの図面ではちょっとわからないのだけれども、防護柵とかなんていうのは、ちゃんとやる予定になっているのですね、これ。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この場所につきましては、住宅と住宅の間にある農地のような格好になっておりまして、外周にフェンスをしてとか、そういう計画はございません。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○9番（佐久間政男君） この間、立ち会いのときに伺ったのですけれども、工事中には縄張り等を行い、立入禁止表示はしますということで、フェンス等は自分の山等、木に囲まれていますので、予定はないということです。でも、あいているところに考えますということでした。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） こういう電気発電設備というか、そういうところに原則的には私みたいに一般人が考えたら、柵は設けて簡単に入れないようにするのが普通だと思うのだけれども、そういうことではないのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この計画地は、国道409からまず さんの家に入る、昔でいうじょうぼみみたいな土地です。その先に家があって、その家の脇を通过这个の計画地になっておりますので、一般の方が入ってくるには、まずその家のところに来てしまいますので、周りに何も無いところにぼんつくるといようなものとは全くイメージが違いますので、まずもってして、そこに入られてくるというのは、その家を訪ねるような格好で入るしかないのです。裏側は高低差がありますので、あるいは左右については隣の家がございまして、そのこの今回の計画地に入っていくためには、この さんの家に入っていくような格好になりますので、まずもってしてその部分で防犯上周りに何も無いところにやるよりはリスクは低いであろうというところがありますのが1点。

それと、パネルが3メートル上空にありますので、このパネルに対していたずらをしようとするには、通常ですと、この状態では届かないわけです。ですから、工具なりなんなり、車両なりなんなり持ってこない、そこに対してのアクションは起こせない、今ほど申し上げたとおり、 さんの家に入るような格好でないとここには行けませんので、今回の案件について外周にフェンスの必要性というのは、ほかの場所よりは高くはないのかというふうに思います。

○議長（中川喜一郎君） 24番、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） そうしたら、法的にはこういう施設は防護柵を設けなくても大丈夫だということなのですか、これ法的に。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 安全の確保は必要ではあるかと思いますがけれども、法的に位置づけられているかという、それはないです。

○24番（渡邊喜一君） ないの。

○事務局（森 博君） はい。実際に、平地につくってある太陽光でもフェンスのない案件も幾つもございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の3について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号整理番号3についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市内の個人が市内在住の親族から申請地を使用貸借により借り受けし、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成26年12月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料23ページの位置図をごらんください。申請地は、平川公民館富岡分館の北側約350メートルに位置し、広がりのある農地の中に存在することから、第1種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料24ページのとおりであり、排水については汚水雑排水は合併浄化槽で処理し、敷地内の蒸発拡散装置で処理し、雨水については浸透ます、浸透管設置により敷地内にて処理する計画となっております。

総会資料25ページに現地の写真を添付しております。

本件住宅建築については、農家分家の要件を満たしている案件であります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

5番、柳井進委員。

○5番（柳井 進君） 5番、柳井です。

12月15日昼過ぎに代理人の 建築設計の さん立ち会いのもと、現地確認と説明を受けました。譲受人の さんは、譲渡人の さんの孫に当たり、ただいま奥さんとお子さん3人で さんの家に住んでいます。このたび外に出ていたお兄さん家族が戻ってくるということで、手狭なため、 さんの土地で住宅を建てたいということで、今回の農地を選択いたしました。 さんの農地を含めた土地はあちらこちらに点在しているものの、隣接道路がなかったりと建てるには不向きな土地ばかりで、農振地域であるが、この農地しかないということでした。今回農振除外をしており、農地転用許可を受けるべく申請したものです。

建物を建てるに当たり、北側の隣接農地に日当たりが悪くならないように、境界から4メートルあけて建てる配慮をしており、北側の地権者及び耕作者や、またそのほか周囲の地権者にも説明し、同意を得ているということでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

ちょっとお願いなのですが、この23ページの図面ではなかなか現地がわかりづらい点がありますので、できれば、今後こういうものを取り扱う場合は、16ページの図のようなものを提出していただければ、なおわかりやすいのではないかと思いますので、今後よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。今はお願ひという形ですね。

ほかに質疑はございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の3について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第4号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号整理番号1についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、木更津市の法人が申請地を市内在住の個人から賃貸借して、土砂採取事業の継続に伴い、現在搬出路及び沈砂浸透池用地として一時転用している農地の期間を延長しようとする案件です。

総会資料26ページの位置図をごらんください。申請地は、国道409号線に面した周囲を山林に囲ま

れた小集団の第2種農地であります。本件については、平成26年12月3日に申請書の提出がなされており、

申請内容といたしましては、平成27年1月31日まで許可を受けていた期間を1年延長し、平成28年1月31日までとしようとする案件でございます。

なお、本件については、平成18年9月30日から許可を受けて事業を実施している案件であります。他法令の関係では、県の土砂採取条例によります土砂採取計画変更許可申請書が提出されております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については許可相当と決定いたします。

議案第5号 平成26年度第9次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 平成26年度第9次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号 平成26年度第9次農用地利用集積計画書（案）でございます。

今回の申請は、利用権の設定が2件で、55.19アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）4ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受け

る方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請面積は52.55アール、株式会社 ですが、申請面積は2.64アールとなっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

報告第1号ないし報告第3号について事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案7ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年11月1日から平成26年11月30日までで1件です。

引き続きまして、報告第2号についてご報告いたします。議案8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年11月1日から平成26年11月30日までで3件です。

もう一件、報告第3号についてご報告いたします。議案9ページをごらんください。農地法第18条

第6項の規定による解約の通知がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年11月1日から平成26年11月30日までで1件です。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

お願いします。

〔資料配付〕

○事務局（森 博君） 農業委員会における審議案件の取り扱いに関しまして、事務局からご提案をさせていただきたいと存じます。

内容としましては、先月の総会の際にもご提案をさせていただきましたが、複数委員での業者対応の確立についてでございます。先月の総会では、複数の委員での対応について、複数委員の組み合わせについて案の提示を求められましたので、皆様に案をお示しさせていただきます。

ただいまお配りしました資料1枚目、（A案）としておりますが、これは各委員がご自身で補助委員を決めていただき、事務局に報告いただくことを想定したものです。

次に、2枚目、（B案）としておりますが、これは4人ないし5人のグループを構成しており、その中から案件ごとに補助員を選んでいただくこととしてはいかがかという案です。お名前の右側に「全立会」、「非住宅」という項目がありますが、これは平成26年4月から11月までの現地立ち会いをいただいた件数を「全立会」に計上しており、「非住宅」の欄には複数委員で対応したほうがよいのではないかとと思われる事案についての実績を計上しております。先月の総会では、現地立ち会い回数の増加の懸念のご意見もありましたが、この件数で例えますと多田委員、地引委員、藤井委員、笹生委員のグループは「非住宅」の案件が1件ですので、どなたかお一人1回ふえるということになります。地域性もあり、全て均等に割り振ることは困難ですが、4人ないし5人のグループ内で調整していただくと、極端に回数が増えるということはないのではないかと考えます。

もう一枚めくっていただき、（C案）としておりますが、2人ないし3人でのグループとしており、隣接する地区の委員と組み合わせをしたものであります。この案ですと、担当地区委員、補助委員の関係は明確になりますが、特定の委員に偏る可能性があり、また補助委員が都合が悪かった場合の対応など、調整が難しいのではないかと考えられます。

先月の総会において、組み合わせの案をお示しするということでしたので、3案をお示しいたしましたが、あくまでも事務局ご提案ということで、皆様のご意見をいただければと存じます。

よろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま今後の運営について、森さんのほうから A、B、C、3案提示されました。回数の問題もあるかと思いますが、何かございましたら、ちょっとお話、事務局と討論したいと思いますが、何かありますか。

A、B、Cの案が出ましたので、一番みんながいいと、ではお諮りいたしましょうか。今の説明をちょっと熟慮いたしまして、A案がいい人、B案がいい、C案がいいと。内容は、大体今読まれました、よろしいですか。お諮りいたしますけれども、まだちょっと目通している段階ですか。

○4番（篠原 覚君） 案の前に1つ聞いておきたいのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○4番（篠原 覚君） これは全ての案件を対象とするのですか、この補助委員の役割は。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、事務局、森君。

○事務局（森 博君） 先月のこの場でもご提案という形でさせていただきましたけれども、全ての案件ですと件数もふえますので、住宅系については従前のおり1人でもよろしいのかと、例えば農地造成ですとか資材置場ですとか、そういう用途に限って、要は裏返しますと住宅を除いたものについて、2人で対応することとしてはいかがかということで、先月提案をさせていただいておりますので、その部分については先月のご提案をそのまま引き継いでご提案しているつもりでございました。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○4番（篠原 覚君） そうすると、例えばきょう僕が立ち会いをした案件は、住宅ではないのですけれども、こういう場合もどなたかをお願いしてということになりますか。

○事務局（森 博君） 済みません、今きょう担当いただいた案件というのは3条の案件だったということですね。済みません、私が今ちょっと申し上げたのは、農地転用のほうを主に申し上げていたので、その部分がちょっと説明がうまくなかったです。申しわけありません。

事務局で例月5日で締めて、同月の案件を取りまとめるわけですがけれども、その中で複数委員で対応したほうがよいのではないかという案件とそうでない案件、従前のおりの案件との線引きをして、それで皆さんにご案内するということとしてはいかがかというふうに思います。

○4番（篠原 覚君） わかりました。

○議長（中川喜一郎君） 大体A案、B案、C案については理解できたでしょうか。

これからまた運営していく中で、一番数の多い案でこれからやっていきたいと思いますが、では最初に担当地区の補助委員、A案がいいという方は挙手お願いします。

〔賛成者なし〕

○議長（中川喜一郎君） A案おられませんか。

それでは、B案、複数で立ち会おう。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） もう数えるまでもないですね、多数ですね。

C案は、では余りおられない、C案は……

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） ということで、ではこれから必ずしもこのメンバーの中で、これまた事務局とのやりとりがありますが、B案でこれから運営させていただきますので、承知してください。

○事務局長（佐久間泰利君） ちょっと補足させてください。

○議長（中川喜一郎君） 局長、どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君） 今B案のほうを賛成多数ということで決めさせていただきまして、ありがとうございます。先ほど篠原委員からお話がありました、どの案件を立ち会うのだというふうなことなのですけれども、これはさきに決定しました報告書に基づいた委員の複数立ち会いであります。ですから、意味とすれば一人で立ち会うと何かといわく等があることも懸念されますので、それを払拭するための2人、複数立ち会いというふうなことでありますので、案件によって決めさせていただきたいというふうに考えております。ですから、2人で立ち会いたいとご自身で判断された場合は、グループの委員さんにお声がけいただければと思いますし、私ども事務局のほうでも、この案件業者対応になりますから、複数でお願いしますというふうなことも当初一言つけ加えさせて、お願いさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○26番（藤井幸光君） ちょっと一つ質問いいですか。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 届け出があるものはわかるのですけれども、無法に違法でやっているやつたちの立ちはどうしたらいいですか。

○事務局長（佐久間泰利君） 済みません、もう少し具体的な話というか。

○議長（中川喜一郎君） では、もっと細かく、わかるように話してください。

○26番（藤井幸光君） 具体的に大分前から言っているのですけれども、要はこの正規の届け出を出して審査してもらう以外に、無法者がやっていますね。無法で届けなしで、それをどうしたらいいかということなんです。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今ご審議をいただいて、ご検討いただこうとしているのは、この総会の場で皆さんにご審議いただく申請書の出た案件についての対応をご提案をさせていただいております。今ほど藤井委員からいただいたものにつきましては、事務局と、あと状況によって担当地区の委員さんで対応するというような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○26番（藤井幸光君） 了解。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

ほかに事務局はございませんね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第23回農業委員会の総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時08分 閉会